

緊急公募!!

令和2年度 ものづくり企業高度生産システム 早期構築事業費補助金

新型コロナウイルス感染症の影響により経済活動が停滞する中、収益力の向上が急務となっている県内「ものづくり企業」の新製品の開発・生産を支援するため、AI・IoTや産業用ロボットなど先端的な設備を活用した生産システム構築の導入に要する経費の一部を補助します。

ものづくりのスマート化・デジタル化を進めながら、新たな事業展開に取り組む事業者は、ぜひご利用ください。

1. 対象者

青森県内に事業所を有する主たる事業が製造業である中小企業者（会社及び個人）

2. 補助対象事業

以下の産業分野等に関連する新製品の開発・生産に必要な先端設備の導入

- ・エネルギー関連産業
- ・農工ベストミックス型産業
- ・医療・健康福祉関連産業
- ・次世代環境自動車関連産業
- ・知財を活用した製品開発 など

3. 補助対象経費 ※詳しくは裏面参照

機械装置・システム構築費、運搬費、技術導入費、外注費、専門家経費、原材料費、直接人件費

4. 補助率等

対象経費（税抜）の3/4以内の額（上限額1,500万円）

※単価50万円（税抜）以上の機械装置の購入があること。

※機械装置・システム構築費の対象経費が500万円以上（税抜き）であること。

※機械装置・システム構築費の補助金額が補助金総額の2/3以上であること。

5. 公募期間

令和2年10月23日（金）から令和2年11月13日（金）（当日消印有効）

6. 事業実施期間 ※緊急公募のため期間が短いのでご注意ください。

交付決定日から令和3年2月26日（金）まで

補助金の対象となる経費の発注・契約は、「補助金交付決定通知書」受領後から可能となります。

また、本補助金の補助金の対象となる経費は、発注（契約）が履行され、支払が完了した経費になりますので、補助金の実績報告期限【令和3年2月26日（金）】を踏まえた事業スケジュールを設定してください。

7. 申込方法

以下の書類をご用意の上、郵送によりご提出ください。

- ①補助金交付申請書等 1部 ※申請書の様式等は下記HPに掲載しております。
- ②見積書など経費積算根拠が確認できる書類 1部
- ③会社等の概要がわかる書類（パンフレット等） 1部
- ④会社等の決算書類等 2期分 1部

8. 注意事項

- (1) 補助金の採択は審査会において決定します。
- (2) 本補助金事業は青森県補助金等の交付に関する規則に基づき実施されます。
- (3) 緊急公募のため期間が短くなっております。事業スケジュールを十分精査した上で申請してください。
- (4) 補助金交付決定を受けても、定められた期日までに実績報告書等の提出がないと、補助金は受け取れません。
- (5) 実際に受け取る補助金は「補助金交付決定通知書」に記載した交付金額より少なくなる場合等があります。
- (6) 国や県、市町村が助成する他の制度と重複する事業は補助対象外となります。

※詳しくは、当会HP「ものづくり企業高度生産システム早期構築事業費補助金」をご覧ください。

【<http://www.aia-aomori.or.jp/1911.html>】

◆申請書の提出・問合せ先：青森県工業会内「ものづくり企業高度生産システム早期構築事業担当」
〒030-0801 青森市新町二丁目4-1 青森県共同ビル7階
TEL:017-718-5399 FAX:017-723-1243 メール:system@aia-aomori.or.jp

補助対象経費について

補助対象となる経費であることを明確に区分でき、必要性及び金額の妥当性を証拠書類によって確認できる、以下の経費です。また、対象経費は、交付決定を受けた日以降に発注を行い、補助事業実施期間内に支払いを完了したものに限ります。

補助対象経費	補助対象経費の説明
機械装置・システム構築費	<p>① 専ら補助事業のために使用される機械・装置、工具・器具（測定工具・検査工具、電子計算機、デジタル複合機等）の購入、製作、借用に要する経費</p> <p>② 専ら補助事業のために使用される専用ソフトウェア・情報システムの購入・構築、借用に要する経費</p> <p>③ ①若しくは②と一体で行う、改良・修繕又は据付けに要する経費</p> <p>※1 機械装置又は自社により機械装置を製作する場合の部品の購入に要する経費は「機械装置・システム構築費」となります。</p> <p>※2 「借用」とは、いわゆるリース・レンタルをいい、交付決定後に契約したことが確認できるもので、補助事業期間中に要する経費のみとなります。したがって、契約期間が補助事業期間を超える場合の補助対象経費は、按分等の方式により算出された当該補助事業期間分のみ対象となります。</p> <p>※3 「改良・修繕」とは購入した機械設備の機能を高め又は耐久性を増すために行うものです。</p> <p>※4 「据付け」とは、購入した機械・装置の設置と一体で捉えられるものに限ります。設置場所の整備工事や基礎工事は含みません。</p> <p>※5 3者以上の中古品流通事業者から型式や年式が記載された相見積もりを取得している場合のみ、中古設備も対象になります。</p>
運搬費	<p>運搬料、宅配・郵送料等に要する経費</p> <p>補助事業遂行に必要な物品の運搬料等に要する経費</p>
技術導入費	<p>補助事業遂行のために必要な知的財産権等の導入に要する経費</p> <p>※1 知的財産権を所有する他者から取得（実施権の取得を含む）する場合は書面による契約の締結が必要となります。</p> <p>※2 技術導入費支出先には、専門家経費、外注費を併せて支払うことはできません。</p>
外注費	<p>機械装置・システム構築費以外で、補助事業遂行に必要な外注（請負、委託）に要する経費</p> <p>※1 外注先が機械装置等の設備を購入する費用は補助対象になりません。</p> <p>※2 外注先との書面による契約の締結が必要です。</p> <p>※3 機械装置等の製作を外注する場合は、「機械装置・システム構築費」に計上してください。</p>
専門家経費	<p>補助事業遂行のために依頼した専門家に支払われる経費</p> <p>※1 専門家の技術指導や助言が必要である場合は、コンサルティング業務や旅費等の経費を補助対象とすることができます。</p> <p>※2 旅費は、当会の基準に従うこととなります。</p> <p>※3 専門家経費支出対象者には、技術導入費、外注費を併せて支出することはできません。</p> <p>※4 指導記録等を整備する必要があります。</p>
原材料費	<p>補助事業遂行に必要な原材料及び副資材の購入に要する経費</p> <p>※1 販売品の原材料等は補助対象になりません。</p> <p>※2 購入する原材料等の数量は必要最小限にとどめ、補助事業終了時には使い切ることを原則とします。補助事業終了時点での未使用残存品は補助対象となりません。</p> <p>※3 受払簿を作成し、その用途及び受払いを明確にするとともに、生産システムの構築過程において試作・開発等の途上において発生した仕損じ品やテストピース等を保管（保管が困難なものは写真撮影による代用可）しなければなりません。</p>
直接人件費	<p>補助事業遂行に直接従事する従業員の人件費</p> <p>※1 事業計画に記載され、生産システムの開発に直接従事する者が対象となります。（役員は対象外となります。）</p> <p>※2 各従業員毎に次のとおり計算します。 【直接人件費＝時間単価×直接作業時間】 <ul style="list-style-type: none"> ・時間単価＝年間支払額（基本給）÷年間所定労働時間 ・基本給及び年間所定労働時間は、賃金台帳、就業規則等による ・直接作業時間は、毎日の従事時間、内容等が明確に把握できる業務日誌の整備が必要 </p>